

特定非営利活動法人 倫理生活指導センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人倫理生活指導センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県四国中央市寒川町738番地の1に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を愛媛県新居浜市多喜浜二丁目7番64号、愛媛県新居浜市長岩町2番46号、愛媛県松山市住吉2丁目12番15号、愛媛県西条市飯岡1849番地の6、愛媛県大洲市常磐町81番地1、徳島県三好市東祖谷落合265番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不特定多数の人々に対して、円滑な社会生活を送るために必要な倫理観に基づいて、心や生活の在り方を考えると共に自己の研鑽を行うことで、自らの人間性をより豊かなものにしていく勉強の場を提供すること、又、高齢者や身体障がい者が安心して暮らすための生活支援、明るい未来を築くための青少年の健全育成、環境問題に取り組む等、物心両面からのはたらきかけによって、社会秩序の安定並びに向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動

- (10) 消費者の保護を図る活動
- (11) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (12) 地域安全活動
- (13) 観光の振興を図る活動
- (14) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (15) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 健全な倫理観を身につけるための社会教育、家庭教育事業
- ② 青少年健全育成事業
- ③ 生活環境の向上のための事業
- ④ 高齢者いきいき生活支援事業
- ⑤ 高齢者及び身体障がい者等への配食サービス事業
- ⑥ 介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護、第1号訪問事業および居宅介護支援事業
- ⑦ 地域住民のネットワークづくり支援事業
- ⑧ 未就学児の託児および学童保育に係る事業
- ⑨ 男女共同参画推進事業
- ⑩ IT、ICT、IoTを活用した事業
- ⑪ 一般乗用旅客自動車運送事業
- ⑫ 経営コンサルティング事業
- ⑬ 消費者問題の相談事業
- ⑭ 地域見守り事業
- ⑮ 第4条に掲げる活動に関連する施設の運営管理事業
- ⑯ 文化財の修復・保存及び活用事業
- ⑰ 河川美化事業
- ⑱ 農林業による地域振興事業
- ⑲ 六次産業化推進事業
- ⑳ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- ㉑ 上記事業に関する広報事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体
- (3) 賛助シルバー会員 この法人の事業に賛同する満65歳以上の個人
- (4) ジュニア会員 この法人の目的に賛同して入会した高校生以下の個人及び就学中の学生
- (5) 法人会員 この法人の事業に賛同する法人

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員及びジュニア会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 正会員 この法人の目的及び趣旨に理解があり、かつ積極的に活動に参加できること。
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び趣旨に理解があり、かつ積極的に活動を賛助できること。
- (3) ジュニア会員 この法人の目的及び趣旨に理解があり、かつ20歳未満の者は保護者の同意を得ていること。

2 会員として入会しようとするものは、会長が定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(権利)

第8条 会員は、この法人が開催する各種の会合に出席し、この法人が刊行する機関誌及び図書の優先的頒布を受けることができる。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 11 条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(3) 会費を滞納したとき。

(会費の不返還)

第 13 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 14 条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上 35 人以内

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を会長、1 人を専務とする。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長と専務は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 16 条 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 会長と専務以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 専務は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 事業別に代表の理事を定め代表理事会を開き、年間事業計画の打ち合わせ等を行うものとする。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集の請求をすること。

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 21 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 3 ヶ月以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

4 総会は、会場における開催のほか、電子情報通信技術を用い、正会員が同時かつ双方向に意思疎通できる方法（テレビ会議システム、音声通話等を含む）によって、会員または一部の正会員が参加して開催することができる。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は FAX、電磁的方法（電子メール等）をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条、第 31 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 16 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 会長は、前項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、会場における開催のほか、電子情報通信技術を用い、理事が同時かつ双方向に意思疎通できる方法（テレビ会議システム、音声通話等を含む）によって、会員または一部の理事が参加して開催することができる。

(議長)

第 36 条

- 1 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は FAX、電磁的方法（電子メール等）をもって表決することができ、又、他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条及び第 40 条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者総数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法 11 条第 3 項に掲げる者のうち、愛媛県に譲渡するものとする。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に

掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、電子公告（内閣府ポータルサイトを含む）に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	井上	富男
同	篠永	礼孝
同	佐伯	幸廣
同	稲見	有
同	田中	眞澄
同	三井	たづ子
同	岡部	滋美
同	佐光	春美
同	新田	眞知子
同	小野	玉美
同	徳田	幾代
同	鴻上	弘子
同	枡田	幸子
同	近藤	直子
同	稲見	幸江
同	福井	ちより
同	守屋	みゆき
同	山本	奈美子
同	西田	和子
同	三浦	玲子
同	宮崎	俊子
同	齊藤	広子
同	小西	美香
同	佐々木	純子

同	秋月	武美
同	佐伯	広子
同	黒田	靖子
同	松浦	京子
同	土居	和子
同	石川	ツヤ子
同	守屋	成美
同	篠永	共加
同	井上	富代
監事	合田	ヨリ子
同	守谷	純恵
同	小野	壽孝

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

・月会費

ア	正会員	一口	1,000円
イ	賛助会員	一口	1,000円
ウ	賛助シルバー会員	一口	500円
エ	ジュニア会員	一口	200円
オ	法人会員	一口	30,000円（平成23年9月20日追加）

付 則

- 1 平成12年4月4日一部変更
- 2 平成13年7月26日一部変更
- 3 平成14年3月1日一部変更
- 4 平成15年2月23日一部変更
- 5 平成15年5月21日一部変更
- 6 平成16年4月17日一部変更
- 7 平成17年6月23日一部変更
- 8 平成17年7月1日一部変更
- 9 平成18年6月11日一部変更
- 10 平成18年9月5日一部変更
- 11 平成18年10月1日一部変更

- 12 平成19年1月23日一部変更
- 13 平成19年12月25日一部変更
- 14 平成20年6月7日一部変更
- 15 平成20年8月2日一部変更
- 16 平成20年9月6日一部変更
- 17 平成21年4月2日一部変更
- 18 平成22年6月1日一部変更
- 19 平成23年2月20日一部変更
- 20 平成23年9月20日一部変更
- 21 平成24年11月22日一部変更
- 22 平成26年2月24日一部変更
- 23 平成29年2月15日一部変更
- 24 平成30年11月27日一部変更
- 25 令和元年8月27日一部変更
- 26 令和3年8月3日一部変更
- 27 令和7年6月 日一部変更

これは、当法人の定款に相違ないことを証する。

特定非営利活動法人 倫理生活指導センター
理 事 井 上 富 男